

令和7年10月10日(金曜日)

千葉県報

号外第89号

千葉県報

号外
令和7年10月10日

主
要
目
次

千葉県水道用水供給条例

○職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

○使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

○千葉県防災基本条例の一部を改正する条例

○認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例

○千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

○水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例

○千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例

○及び県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

条
例
の
あ
ら
ま
し

○千葉県水道用水供給条例(条例第二十九号)(企業局)

一
制定の概要

1 水道用水の供給の申込み(第二条関係)

水道用水の供給を受けようとする水道事業者は、毎年度、供給を受けようとする水量を定めて企業局長に申し込み、その承諾を受けなければならないこととした。

2 料金等(第三条から第六条まで関係)

(一) 給水対象の区分に応じ、基本料金の額及び使用料金の額を定めることとした。

(二) 企業局長は、計量器の記録により、毎月の使用水量を決定するとともに、使用水量を決定したときは、速やかに水道用水の供給を受けた水道事業者に通知することとした。

(三) 料金は、管理規程で定めるところにより、毎月徴収することとした。

(四) 企業局長は、災害その他特別の事由がある場合において必要があると認めるときは、料金の全部又は一部を免除することができるのこととした。

3 水道用水の供給の停止又は制限(第七条関係)

(一) 企業局長は、災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合を除き、水道用

水の供給の停止又は制限をしないものとすることとした。

(二) 企業局長は、水道用水の供給の停止又は制限をしようとするときは、その給水対象及び期間をあらかじめ水道用水の供給を受ける水道事業者に通知しなければならないこととした。

(三) 県は、水道用水の供給の停止又は制限のため水道用水の供給を受ける水道事業者に損害を生ずることがあつても、その責任を負わないものとすることとした。

二
施行期日

令和八年四月一日から施行することとした。

二
令和八年四月一日

○職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十号)(人事課)

一
改正の概要

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、次のとおり旅費制度を見直すこととした。

1 職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正(第一条関係)

(一) 旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者に対する直接の支払を可能とすることとした。

(二) 鉄道賃の急行料金は、距離規定を廃止することとした。

(三) 宿泊費は、定額支給から、上限付き実費支給とすることとした。

(四) 移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として包括宿泊費を新設することとした。

(五) 宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として宿泊手当を新設することとした。

(六) 転居費は、距離に応じた定額支給から、転居の実態を勘案して定める方法により算定される額とすることとした。

(七) 家族移転費は、支給対象の扶養要件を改め、同居する家族に支給することとした。

2 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正(第二条関係)

(一) 旅費及び費用弁償の種目は、国家公務員における旅費の種目等を踏まえ、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雜費、渡航雜費及び死亡手当とすることとした。

(二) 旅費及び費用弁償の額は、特別職の職員等の区分に応じ、それぞれ特定の職の國家公務員等の例によることとした。

二
施行期日等

1 令和八年一月一日から施行することとした。

○	2	所要の経過措置を設けることとした。																	
○	法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）（税務課）	一 改正の概要	法 人 県 民 税 （ 法 人 税 割 ） の超 過 課 税 の適 用 期 限 を令 和 十 二 年 十 月 三 十一 日 ま で 五 年 間 延 長 す る こ と と し た。 （ 第 二 条 関 係 ）	二 施行期日	公 布 の 日 か ら 施 行 す る こ と と し た。														
○	使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）（政策法務課）	一 改正の概要	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国家戦略特別区域限定保育士試験手数料等について引用する法律名等に変更があつたことから、所要の規定の整備を行うこととした。（別表第一及び別表第五関係）	二 施行期日	公 布 の 日 か ら 施 行 す る こ と と し た。														
○	千葉県防災基本条例の一部を改正する条例（条例第三十三号）（危機管理政策課）	一 改正の概要	災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条及び第二十六条関係）	二 施行期日	公 布 の 日 か ら 施 行 す る こ と と し た。														
○	認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例（条例第三十四号）（子育て支援課）	一 改正の概要	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の制定等により、栄養士の配置を求めていた基準について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同基準を満たすこととされたことに伴い、関係する次の条例について所要の改正を行うこととした。	二 施行期日	公 布 の 日 か ら 施 行 す る こ と と し た。														
○	認定こども園の認定の要件を定める条例（条例第三十五号）（医療整備課）	一 改正の概要	条例の失効期日を令和八年三月三十一日から令和九年三月三十一日に延長することとした。（附則第二項関係）	二 施行期日	公 布 の 日 か ら 施 行 す る こ と と し た。														
○	千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）（水質保全課）	一 改正の概要	排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正により、条例で引用するふつ素及びその化合物に係る国の排水基準に変更があつたため、所要の規定の整備を	二 施行期日	公 布 の 日 か ら 施 行 す る こ と と し た。														
1	認定こども園の認定の要件を定める条例	一 改正の概要																	
2	保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例																		
3	女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例																		

行うこととした。(附則第七項関係)

二 施行期日
公布の日から施行することとした。

○ 千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例及び県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例(条例第三十七号)(企業局)

一 改正の概要

1 千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例の一部改正(第一条関係)

(一) 題名を「千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」に改めることとした。

(二) 水道事業者に対してその用水を供給する事業として、水道用水供給事業を設置することとした。

2 県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正(第二条関係)

(一) 題名を「県営水道事業及び県営水道用水供給事業の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例」に改めることとした。

(二) 県が設置する水道用水供給事業における技術上の監督業務を要する水道の布設工事の範囲、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定めることとした。

二 施行期日等

1 令和八年四月一日から施行することとした。

2 次の条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

(一) 千葉県水道事業給水条例
(二) 千葉県臨海地域公共緑地管理基金条例
(三) 千葉県幕張新都心地下駐車場条例

条例

給水対象	基本料金	使用料金
茂原市、東金市、市原市、匝瑳市、山武市若しくは大網白里市又は山武郡九十九里町若しくは横芝光町若しくは長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町若しくは長南町を給水区域とする水道事業者(千葉県企業局、市原市及び山武市を除く。)	基本水量(水道用水供給事業に係る水道施設の規模その他)を考慮して水道事業者ごとに局長が定める水量をいう。	使用水量(次条第一項に規定する使用水量をいう。以下この表において同じ。)に、一立方メートルにつき二十四円を乗じて得た額
館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市若しくはいすみ市又は夷隅郡大多喜町若しくは御宿町若しくは安房郡鋸南町を給水区域とする水道事業者(使用水量の決定及び通知)	基本水量に、一立方メートルにつき百四十円を乗じて得た額	使用水量に、一立方メートルにつき四十円を乗じて得た額

第三条 料金は、次の表の上欄に掲げる給水対象の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基本料金の額及び同表の下欄に掲げる使用料金の額の合計額に百分の百十を乗じて得た額とする。ただし、その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

和四十一年千葉県条例第六十一号により県が設置する水道用水供給事業(以下「水道用水供給事業」という。)に係る水道用水の供給に関する必要な事項を定めるものとする。

(水道用水の供給の申込み)

第二条 水道用水の供給を受けようとする水道事業者(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第五項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。)は、毎年度、供給を受けようとする水量を定めて千葉県企業局長(以下「局長」という。)に申し込み、その承諾を受けなければならない。

(料金)

第一条 この条例は、千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例(昭

千葉県条例第二十九号
(趣旨)
千葉県水道用水供給条例

千葉県知事 熊谷俊人

第五条 料金は、管理規程で定めるところにより、毎月徴収する。

第四条 局長は、計量器の記録により、毎月の使用水量を決定する。ただし、計量器の故障等によって使用水量が不明のときは、管理規程で定めるところにより、当該使用水量を決定するものとする。

2 局長は、前項の規定により使用水量を決定したときは、速やかに水道用水の供給を受けた水道事業者に通知するものとする。

(料金の徴収)

(料金の減免)

第六条 局長は、災害その他特別の事由がある場合において必要があると認めるときは、料金の全部又は一部を免除することができる。

(水道用水の供給の停止又は制限)

第七条 局長は、災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合を除き、水道用水の供給の停止又は制限をしないものとする。

2 局長は、水道用水の供給の停止又は制限をしようとするときは、その給水対象及び期間をあらかじめ水道用水の供給を受ける水道事業者に通知しなければならない。ただし、緊急でやむを得ない場合には、この限りでない。

3 県は、水道用水の供給の停止又は制限のため水道用水の供給を受ける水道事業者に損害を生ずることがあつても、その責任を負わないものとする。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理規程で定める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県条例第三十号

職員の旅費及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(一部改正)

(職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第一条 職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十九年千葉県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「在勤公署」の下に「(常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」を加え、同条第五号中「若しくはその扶養親族又は」を「又はその」に、「本拠」を「根拠」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 家族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第二条に次の一号を加える。

八 旅行役務提供者 旅行業者(旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第六

条の四第一項に規定する旅行業者をいう。)その他の千葉県人事委員会規則(以下

「人事委員会規則」という。)で定める者(以下「旅行業者等」という。)であつて、県と旅行役務提供契約(旅行業者等が県に対して旅行に係る役務その他の人事

委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。

以下同じ。)を締結したものをいう。

第三条第五項を次のように改める。

5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第三項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他人事委員会規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第三条第六項中「交通機関の事故又は」を削り、「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改め、同条に次の二項を加える。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第四条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によつて行われなければならない。

一 前条第一項の規定に該当する旅行 旅行命令
二 前条第四項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第四条第二項中「旅行命令権者等」を「旅行命令権者」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「旅行命令権者等は」を「旅行命令権者は」に、「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「場合」を「場合で、前項の規定に該当する場合」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に、「基き、これを変更する」を「基づき、その変更をする」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に人事委員会規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、できないだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならぬ。

第五条第一項中「因り」を「より」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に、「旅行命令権者等」を「旅行命令権者」に改め、同条第二項中「すみやかに、旅行命令権者等」を「速やかに、旅行命令権者」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

(旅費の種目及び内容)

第六条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費、転居費及び家族移転費とし、これらの中の内規について、第十三条から第二十二条までの規定の定めるところによる。

第七条 削除

第八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第六条及び第十三条から第二十二条までの規定に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「因り」、「より」に、「又は方法によつて」を「又は方法により」に改める。

第九条から第十一条まで 削除

第十二条第一項中「もの」の下に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の下に「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)を含む。以下同じ。)」を加え、「必要な書類」を「必要な資料」に改め、「当該旅費」の下に「又は当該金額」を加え、「添附書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その書類」を「その資料」に改め、「その旅費」の下に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第二項中「期間内に」を「期間内に、」に改め、同条第三項中「結果、」を「結果」に、「には」を「には、」に改め、同条第四項中「添附書類の種類、記載事項及び様式」を「資料の種類、記載事項又は記録事項」に改める。

第十三条から第十九条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第十三条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道その他の人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

一 運賃

- | | | | | |
|--|--|----------|----------|---|
| 二 急行料金 | 三 寝台料金 | 四 座席指定料金 | 五 特別車両料金 | (次のイ又はロに掲げる職員(以下「行政職給料表の九級以上の職員等」という。)に限る。) |
| イ 職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)別表第一行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの | ロ イに掲げるもののほか、その職務と責任がイに掲げる職員に相当するものとして任命権者が人事委員会に協議して定める職員 | | | |

- | | | | | | |
|--------------------|---|--------------------|----------|-------------------------------|--------------------|
| 六 前各号に掲げる費用に付随する費用 | 2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級(行政職給料表の九級以上の職員等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。 | 3 前各号に掲げる費用に付隨する費用 | 4 特別船室料金 | 5 特別船室料金(行政職給料表の九級以上の職員等に限る。) | 6 前各号に掲げる費用に付隨する費用 |
|--------------------|---|--------------------|----------|-------------------------------|--------------------|

- | | | | | |
|---|--------------------|----------|-------------------------------|--------------------|
| 2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級(行政職給料表の九級以上の職員等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。 | 3 前各号に掲げる費用に付隨する費用 | 4 特別船室料金 | 5 特別船室料金(行政職給料表の九級以上の職員等に限る。) | 6 前各号に掲げる費用に付隨する費用 |
|---|--------------------|----------|-------------------------------|--------------------|

(船賃)

第十四条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和二十四年法律第一百八十七号)第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用して移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

一 運賃

- | | | | | |
|--------|----------|----------|-------------------------------|--------------------|
| 二 寝台料金 | 三 座席指定料金 | 四 特別船室料金 | 5 特別船室料金(行政職給料表の九級以上の職員等に限る。) | 6 前各号に掲げる費用に付隨する費用 |
|--------|----------|----------|-------------------------------|--------------------|

- | | | | | |
|---|--------------------|----------|-------------------------------|--------------------|
| 2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級(行政職給料表の九級以上の職員等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。 | 3 前各号に掲げる費用に付隨する費用 | 4 特別船室料金 | 5 特別船室料金(行政職給料表の九級以上の職員等に限る。) | 6 前各号に掲げる費用に付隨する費用 |
|---|--------------------|----------|-------------------------------|--------------------|

- | | | | | |
|---|--------------------|----------|-------------------------------|--------------------|
| 2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級(行政職給料表の九級以上の職員等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。 | 3 前各号に掲げる費用に付隨する費用 | 4 特別船室料金 | 5 特別船室料金(行政職給料表の九級以上の職員等に限る。) | 6 前各号に掲げる費用に付隨する費用 |
|---|--------------------|----------|-------------------------------|--------------------|

(航空賃)

第十五条 航空賃は、航空機(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用して移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

一 運賃

- | | |
|----------|--------------------|
| 二 座席指定料金 | 三 前二号に掲げる費用に付隨する費用 |
|----------|--------------------|

- 2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。
(その他の交通費)
- 第十六条** その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のために必要とするものに限る。)の額の合計額とする。
- 一 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
 - 二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
 - 三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
 - 四 前三号に掲げる費用に付隨する費用
- 2 前項の規定にかかわらず、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。)又は原動機付自転車(同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。)であつて、職員が任命権者の定めるところにより旅行に使用するための登録を受けたものを利用する移動に要する費用の額は、一キロメートルにつき三十円とする。
- 3 前項の規定による費用は、全路程を通算して計算する。
- 4 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
(宿泊費)
- 第十七条** 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。
- 第十八条** 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第十三条から第十六条までの規定による交通費(鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費をいう。第二十二条第一項第一号において同じ。)の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。
(宿泊手当)
- 第十九条** 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める一夜当たりの定額とする。

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第十九条の二を削る。
第二十条から第二十七条までを次のように改める。

(旅行雑費)

第二十一条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(次条第一項第一号又は第二号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。

(転居費)

第二十二条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(家族移転費)

一 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合は、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

(退職者等の旅費)

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

(旅費)

第二十三条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。

- 1 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。
- 3 遺族の旅費

第二十四条 第三条第二項第二号又は第三号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

3 遺族の旅費

(旅費の支給額の上限)

第二十五条	鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第十三条第一項各号、第十四条第一項各号、第十五条第一項各号及び第十六条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第八条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。
2	宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費（第十六条第二項に規定する費用及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第八条、第十七条、第十八条、第二十一条及び第二十二条第一項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。
第二十六条及び第二十七条	削除
第二十八条第二項中「、第二十六条及び第二十七条」を「（転居費及び家族移転費に係る部分を除く。）、第二十三条及び第二十四条」に改める。	
第二十九条第一項中「次の各号に規定する」を「旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に、「には、」を「には」に改め、同項各号を削る。	
第三十条の次に次の一項を加える。	
（旅費の返納）	
第三十一条の二	支払担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。
第三十一条中「種類」を「種目」に改める。	
別表を削る。	
（特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）	
第二条	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年千葉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項第一号中「別表第一」を「別表」に改め、同条第二項中「、第六条から第八条まで並びに別表第二」を「並びに第六条から第八条まで」に改め、同条第七項第一号中「以下」の下に「この条において」を加える。	
第五条	旅費及び費用弁償の種目
第五条	旅費及び費用弁償する費用の種目は、別に定めがあるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。
一 鉄道賃	
二 船賃	
三 航空賃	
四 その他の交通費	

五 宿泊費	六 包括宿泊費
七 宿泊手当	
八 旅行雑費	
九 渡航雑費	
十 死亡手当	
第六条第一項を次のように改める。	
「旅費法施行令」という。第一条第二項第一号に規定する内閣総理大臣	
二 副知事及び教育長 旅費法施行令第一条第二項第二号に掲げる指定職職員等（以下「指定職職員等」という。）	
三 法第百八十条の五に掲げる委員会の委員及び委員、地方公営企業の管理者並びに知事秘書 次のイ又はロに掲げる旅費及び弁償する費用の種目の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者	
イ 交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費をいう。以下この号及び次条第四項第二号において同じ。）及び包括宿泊費（交通費の部分に限る。以下同じ。）	
ロ 交通費及び包括宿泊費以外のもの 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十一年法律第二百四号）に規定する国家公務員（以下「国家公務員」という。）のうち旅費法施行令第一条第二項第三号に掲げる職務の級（以下「職務の級」という。）が七級以上の者	
四 附属機関の委員等、選舉長等、非常勤職員及び第二条第二項各号に掲げる者 国家公務員のうち職務の級が七級以上の者	
第六条第三項を削り、同条第二項中「知事、副知事又は教育長である者が、知事、副知事又は教育長」を「第一項第一号、第二号又は第三号に掲げる者である者が、同項第一号、第二号又は第三号に掲げる者」に、「別表第二」を「同項」に、「知事、副知事又は教育長として」を「同項第一号、第二号又は第三号に掲げる者として」に、「旅費」を「旅費又は弁償する費用」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える。	
2 前項の規定にかかわらず、その他の交通費（本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行の場合に限る。）及び旅行雑費の額は、職員の例による。	
第七条第一項中「常勤の監査委員並びに副知事、教育長」を「副知事、教育長、常勤の監査委員」に改め、同条第二項中「移転料及び扶養親族移転料とし、それぞれの額	

3	は、職員の特殊旅費の例により算出した額」を「転居費及び家族移転費」に改め、同条に次の三項を加える。
4	3 転居費の額は、職員の例による。 家族移転費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の例による。
5	二 常勤の監査委員、地方公営企業の管理者及び知事秘書 次のイ又はロに掲げる家族移転費に係る区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者 イ 交通費及び包括宿泊費に相当する部分 指定職職員等 ロ 交通費及び包括宿泊費以外のものに相当する部分 国家公務員のうち職務の級が七級以上の者
6	5 前項の規定にかかわらず、その他の交通費に相当する部分（本邦における旅行の場合に限る。）の額は、職員の例による。
7	附則第十項を次のように改める。
8	10 別表第二を削り、別表第一を別表とする。
9	（施行期日） この条例は、令和八年一月一日から施行する。
10	1 别表第一を削除 （経過措置） 2 第一条の規定による改正後の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第二条第三号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令等を發す旧条例第三条第五項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第四条第一項に規定する旅行命令権者等が旧条例第三条第五項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第二条第三号に規定する旅行命令等を発する場合については、なお従前の例による。旧条例第三条第五項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
11	3 新条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となつた場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となつた場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
12	4 新条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第
二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。	
5 新条例第三十条の二の規定は、新条例又はこれに基づく千葉県人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。	
6 附則第二項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。	
5 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 千葉県条例第三十一号 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例 法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十年千葉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。 第二条中「令和七年十月三十一日」を「令和十二年十月三十一日」に改める。 附則 この条例は、公布の日から施行する。	
6 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 千葉県条例第三十二号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。 別表第一児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づくものの項の次に次のように加える。 千葉県知事 熊谷俊人 附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる施行日前国家戦略特別区域法（同条に規定する施行日前国家戦略特別区域法をいう。以下同じ。）第十二条の五	
7 千葉県条例第三十二号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。 別表第一児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づくものの項の次に次のように加える。 千葉県知事 熊谷俊人 附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる施行日前国家戦略特別区域法（同条に規定する施行日前国家戦略特別区域法をいう。以下同じ。）第十二条の五	
8 千葉県条例第三十二号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。 別表第一児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づくものの項の次に次のように加える。 千葉県知事 熊谷俊人 附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる施行日前国家戦略特別区域法（同条に規定する施行日前国家戦略特別区域法をいう。以下同じ。）第十二条の五	

第六項の規定による国家戦略特別区域限定保育士試験の実施	
(同項に規定する準用旧児童福祉法をいう。以下同じ。)に改め、同項国家戦略特別区域限定保育士試験手数料の目を削り、同項国家戦略特別区域限定保育士登録申請手数料の中、「第十二条の四第八項において準用する児童福祉法」を削る。	
(別表第五国家戦略特別区域法第十二条の四第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験の項を次のように改める。)	
児童福祉法等の一部を改正する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる施行日前國家戦略特別区域法第十二条の五第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験	
この条例は、公布の日から施行する。	
千葉県防災基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。	
令和七年十月十日	
千葉県知事 熊谷俊人	
千葉県条例第三十三号	
千葉県防災基本条例の一部を改正する条例	
千葉県防災基本条例(平成二十五年千葉県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。	
第二条第五号中「第八条第二項第十五号」を「第八条第二項第十七号」に改める。	
第二十六条中「第四十九条の七第一項」を「第三十三条の二第一項第一号」に改める。	
附 則	
この条例は、公布の日から施行する。	
認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。	
令和七年十月十日	

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県条例第三十四号

認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例

(認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第一条 認定こども園の認定の要件を定める条例(平成十八年千葉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

(別表施設設備の項基準の欄第七号ロ中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。)

(保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

(第十四条第一項第六号及び第二十三条第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。)

第三条 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。)

第四条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。)

第五条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。)

第六条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。)

第七条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第六十九号)の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第八条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。)

第九条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第六十九号)の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。)

<p>第四十六条第一項ただし書及び第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第九項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十二項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)</p> <p>第七条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年千葉県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一百四十八条第一項ただし書及び第四号、第一百八十三条第一項ただし書及び第三号並びに第一百九十条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。 (指定介護予防サービス等の事業の人员、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)</p> <p>第八条 指定介護予防サービス等の事業の人员、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十四年千葉県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一百三十一条第一項ただし書及び第四号、第一百六十七条第一項ただし書及び第三号並びに第一百七十四条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。 (指定介護老人福祉施設の人员、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)</p> <p>第九条 指定介護老人福祉施設の人员、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年千葉県条例第七十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条第十二項中「事業所の生活相談員、栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)</p> <p>第十条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十八条第一項、第四十六条第二号、第五十八条第一項、第六十八条第一項、第四项たどし書及び第十二項ただし書、第八十二条第一項、第九十二条第一項並びに第一百条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。 (児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人员、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)</p>
<p>第十二条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人员、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条第一項ただし書及び第四号並びに第四項ただし書中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。</p> <p>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人员、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)</p> <p>第十三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人员、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第八十八条第四項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。</p> <p>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)</p> <p>第十四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十五条第四項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。</p> <p>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人员、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)</p> <p>第十五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人员、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年千葉県条例第九十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十八条第五項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。</p> <p>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)</p> <p>第十六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十条第五項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>令和七年十月十日</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人</p>

千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県条例第三十六号

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（昭和五十年千葉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「十二ミリグラム、」を削る。

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例及び県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県条例第三十七号

千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例及び県営

水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

（千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例の一部を改める。）

千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例
第一条 千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例
（昭和四十一年千葉県条例第六十一号）の一部を次のように改める。
題名を次のように改める。

千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例
第一条中「、水道事業」の下に「、水道用水供給事業」を加える。

第二条第一項を次のように改める。
第二条第一項を次のように改める。

県は、次の各号に掲げる事業を設置する。

一 水道事業

二 水道用水供給事業

三 工業用水道事業

四 造成土地管理事業

第二条第七項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を第八項とし、同条第五項中「別表第二」を「別表第三」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の規定により設置された水道用水供給事業（以下「水道用水供給事業」という。）は、水道事業者（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）に対してその用水を供給する事業とする。

5 水道用水供給事業の給水対象は別表第二のとおりとし、一日最大給水量は十五万九千立方メートルとする。

第四条第一項中「、水道事業」の下に「、水道用水供給事業」を加える。

第六条第一項中「水道事業及び」を「水道事業、水道用水供給事業及び」に改める。

第八条中「ならない水道事業」の下に「、水道用水供給事業」を加える。

第九条第一項及び第二項第三号中「、水道事業」の下に「、水道用水供給事業」を加える。

別表第三中「第二条第七項」を「第二条第九項」に改め、同表を別表第四とする。

別表第二中「第二条第五項」を「第二条第七項」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の二表を加える。

別表第二（第二条第五項）

館山市、茂原市、東金市、勝浦市、市原市、鴨川市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市若しくは大網白里市又は山武郡九十九里町若しくは横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町若しくは長南町、夷隅郡大多喜町若しくは御宿町若しくは安房郡鋸南町を給水区域とする水道事業者（千葉県企業局、市原市及び山武市を除く。）

（県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正）

第二条 県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年千葉県条例第九十五号）の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

県営水道事業及び県営水道用水供給事業の布設工事、布設工事監督者の資格及び

水道技術管理者の資格を定める条例

第一条中「第十二条第一項」の下に「（法第三十一条において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「同条第二項」を「法第十二条第二項（法第三十一条において

準用する場合を含む。以下同じ。」に、「及び」を「の資格及び」に改め、「第十九条第三項」の下に「(法第三十一条において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

附則

(施行期日)

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(千葉県水道事業給水条例等の一部改正)

- 2 次に掲げる条例の規定中「千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」を「千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」に改める。
- 一 千葉県水道事業給水条例(昭和三十六年千葉県条例第四十六号)第一条
 - 二 千葉県臨海地域公共緑地管理基金条例(昭和四十六年千葉県条例第三号)第一条
 - 三 千葉県幕張新都心地下駐車場条例(平成元年千葉県条例第四号)第二条

購読料 本号 一部 三六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県
○四三(二二三)二六五八